

広報

麻生

昭和60年3月15日発行

No.363

'85 3



麻生町合併30周年

まちの人口

		前月比
総人口	18,079人	- 4人
男	8,927人	- 11人
女	9,152人	+ 7人
世帯数	4,208世帯	- 3世帯

主な内容

- 町民憲章
町の花、木、鳥制定される----- P 2.3
- 三小の屋内運動場完成----- P 4
- 国保からのお知らせ----- P 5
- 年金だより----- P 6
- 麻生の文芸----- P 8



たくましく生きる水辺の里

合併三十周年

記念式典を挙行

三月三十日

三月三十日(土)、麻生町公民館大ホールにおいて、麻生町合併三十周年記念式典が挙行されます。

町では、本年三月三十一日に、麻生町が合併三十周年を迎えるにあたり、記念事業として、町民憲章・町の花・木・鳥の制定などを行ってきましたが、その一環として各地区々長さんはじめ、消防団など

各種団体の長、また関係官庁の代表者等、約二百名の方々を招き、記念式典を挙行し、町制三十年のふしめとなる年を祝うことにしたものです。

式典では、各種団体永年勤続者や、町議会議員三期以上勤めた方など、町制三十年をふりかえり、町発展に尽力された方々、百二十名ほどが表彰されます。

町民憲章・町の花・木・鳥

制定される

合併三十周年記念事業の一環として制定の作業が進められていた「町民憲章」「町の花・木・鳥」が次ページのとおり決まりました。

制定にあたっては、麻生町民憲章等制定委員会を発足させ、委員には町議会議員をはじめ、各種団体の代表の方、学識経験者など二十名の方が委嘱され、制定が進められました。

町民憲章については、霞ヶ

浦・北浦に面する土地柄を生かし、活力のある町づくりをめざし「たくましく生きる水辺の里」という目標を掲げました。町民憲章は、町民の皆さんの共通の目標であり、合言葉です。また、行政と住民が一体となり明るく住みよい麻生町をきぎく道しるべとなるものです。文章表現は簡明で、わかりやすくすることに心がけました。

町の花・木・鳥の制定にあ

たっては、麻生町に生きる生物を大切にし、将来にわたって町のシンボルとして愛し、育てていこうという誓いのもとに決められました。町民の皆さんの意見を反映するためアンケート調査を行い、希望の多かったものを参考に制定されました。

町民憲章・町の花・木・鳥は飾っておいては何の意味もありません。私たちひとりひとりが日常生活の中で生かし守り育てていくことが大切です。

みんなで町民憲章を実践しまた、町のシンボルをかわいがり、明るい住みよい町をつくりましょう。

なお、町民憲章等制定委員として、ご協力いただいた方々は、次のとおりです。

(◎委員長 ○副委員長) (敬称略)

宮内喜一	土子智三
◎茂木宗平	○浜田久一
藤崎 栄	新橋恒政
根本善哉	箕輪武美
箕輪喜清	平野辰三郎
橋本益夫	辺田 弘
榊原奥之助	鬼沢 勝
宮内きよの	鈴木三男
角口 浩	○永峰仙太郎
荒張 坦	山口省吾

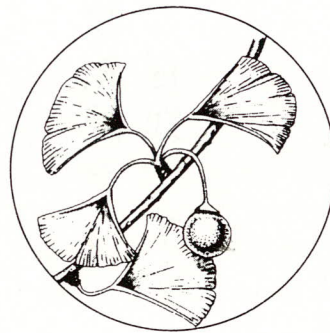
麻生ぐらゝの 合言葉

わたくしたちは、「たくましく生きる水辺の里」
麻生町をつくりあげるため、この憲章を定めます。

- 一 歴史を大切にし、文化を高め
明るい町をつくりましょう。
- 一 自然に親しみ、水と緑の美し
い町をつくりましょう。
- 一 きまりを守り、ふれあいのあ
る町をつくりましょう。
- 一 健康で働き、豊かな町を
つくりましょう。
- 一 地域活動に進んで参加し、
住みよい町をつくりましょう。



町の鳥 ひばり



町の木 いちよう



町の花 きく

町の花

きく (キク科)

中国原産で、我が国には奈良時代に入り、江戸時代になり育種が進んだといわれています。切花・鉢植・観賞用として愛用され、麻生町にも愛好者が数多くいます。

町の木

いちよう

(イチヨウ属)

成長が早く、樹勢も強い。大木となり、樹齢も長いため、天然記念物として保護される場合が多く、町指定の天然記念物の中にも、白浜のいちようがあります。

黄葉が美しく、街路樹としても利用され、現在工事中の運動広場にも植栽されています。

町の鳥

ひばり

(スズメ目ヒバリ科)

県の鳥としても制定されています。町内の畑に多く見られ、益鳥でもあり、自然に恵まれた麻生町にふさわしいものとして、選定されました。

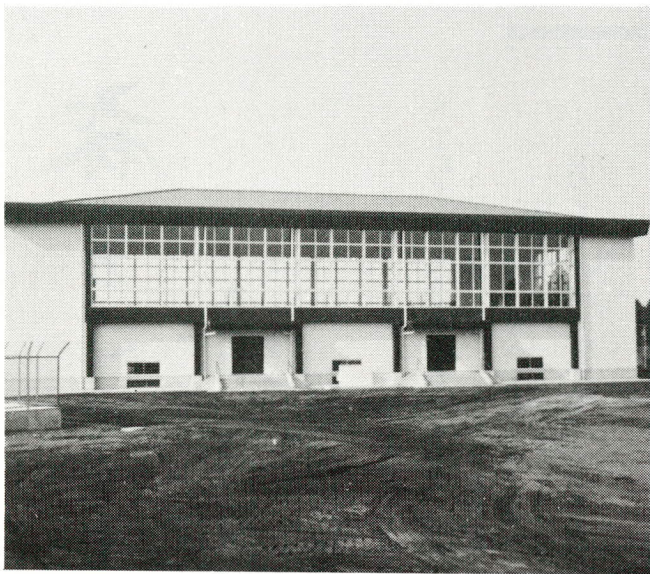
大和三小の

屋内運動場が完成

完成が待たれた、大和第三小学校屋内運動場が完成し、二月二十日建設業社から町に引き渡されました。

この屋内運動場は、鉄骨造カラー鉄板瓦棒葺二階建て、体育室・ステージ・放送室などの施設を持つ、たいへんすばらしいものです。

昨年の防音校舎・プールの竣工につづき、今回、屋内運動場が完成し、近代的な教育施設の整備がはかれました。すでに、屋内運動場は子供たちの体育の授業などに盛んに使用されており、三月二十三日同校を巣立つ六年生は、まあらしい屋内運動場で、卒業式を迎えることができます。



完成した、大和三小屋内運動場

第二回臨時議会

専決処分を承認

二月二十一日麻生町議会第二回臨時議会が開かれました。議会は、町長の町政報告の後、専決処分の承認を求める報告一件が審議され、報告どおり承認されました。

〔報告第二号〕
専決処分の承認を求めること、

交通事故相談を ご存知ですか

昭和三十九年中における、茨城県の交通事故発生件数は九千八百八十六件にものぼっています。死者数(三百五十四名)は、五十八年を十三人上まわり、全国ワースト十位にあり、依然として、死亡事故多発県になっています。

交通事故相談は、交通事故被害者救済の一環として、昭和四十二年に設置され、交通事故によって生じた損害賠償額の算定、自動車保険の請求・示談の仕方などについて相談に応じ、公正な解決のため専門員が、指導・助言を行います。

また、毎月第一・二金曜日の午後には弁護士も相談に応じています。さらに巡回相談も行われ、行方郡では五月からの毎月第一木曜日、潮来町役場において、午前十時から午後三時まで開設されます。詳しくは鹿行地方総合事務所または役場の交通担当者へ。

昭和五十九年度一般会計補正予算について、実施期日切迫のため議会を招集する暇がなかったので専決処分をし、これを議会に報告し、承認を求めたものです。

〔専決第一号〕

昭和五十九年度麻生町一般会計補正予算(第七号)
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、四十八万四千円を追加し、歳入歳出それぞれ三十三億七千七百三十万六千円としたものです。

水郷麻生菊の会に

“ばら賞”贈られる

水郷麻生菊の会(代表者平塚治男)に、県より“ばら賞”が授与されました。

これは、同会が菊栽培技術向上のため、講習会及び開花展示審査会を開催し、また各種公共施設及び病院等へ無料展示等を続け、地域住民に潤いを与えたとして授与されたものです。

ばら賞は、県が推進している“真の豊かさを求める県民運動”の一環として、真に豊かな郷土づくりのために貢献した団体等に知事からほう状を贈り、これを称賛しようとするもので、県花にちなんで“ばら賞”と名付けられています。

今回の授賞を機に、町の花にも制定された菊づくりに、同会の活躍が期待されます。



国保からのお知らせ

保険証の被保険者番号が

変更になります

四月一日から

昭和五十八年度に発行して現在みなさんが使用している国保被保険者証等が、昭和六十年四月一日から新しくなります。

新しい被保険者証は、一部の地区を除いて被保険者番号が変更されます。四月一日からは、病院等で治療を受ける時、必ず新しい被保険者証を

病院の窓口へ提示してください。

古い被保険者証を使って治療を受けますと、病院・町・被保険者本人と、お互いに迷惑がかりますので、十分注意してください。

古い被保険者証の回収、新しい被保険者証の交付は、みなさんの地区の区長さんにお



4月から、新しい保険証を窓口へ提出してください。

願いました。区長さんのお宅に、三月二十五日までに古い被保険者証等を届けていたければ幸いです。

区長さんに、新しい被保険者証等を交付する日程は別表のとおりです。

◎交付する被保険者証の種類

- (一) 国民健康保険被保険者証
- (二) 退職被保険者等証明書
- (三) 被保険者証
- (四) 学生のために交付した被保険者証
- (五) 老人保健法医療受給者証

老人保健受給者の

みなさんへ

現在、交付してある、老人保健法医療受給者証は、一部地域を除き、昭和六十年四月一日より、受給者番号が変更になります。

四月一日以降、医療機関にかかる場合は、必ず新しい受給者証を窓口へ提出して下さい。

なお、老人保健法医療受給

国保被保険者証等交付日程

期 日	対象地区	時 間	場 所
3月26日(火)	麻生地区	午前9時30分～11時30分	麻生町公民館
3月27日(水)	太田地区	午前9時30分～11時30分	太田分館
	大和地区	午後1時30分～3時30分	大和分館
3月28日(木)	行方地区	午前9時30分～11時30分	行方分館
	小高地区	午後1時30分～3時30分	小高分館

者証の回収と交付は、国民健康保険者証の回収・交付時に区長さんへお願いしています。

これから

七十歳になられる方へ

老人保健法による、老人医療は、七十歳になった誕生日の翌月から該当になります。該当者には、役場から月末に通知をさしあげますので、通知の日時に手続きをお願いします。

なお、不明点は役場保健衛生課までお尋ねください。

補装具

巡回相談の日程

昭和六十年年度補装具巡回相談の日程が次のように決まりました。

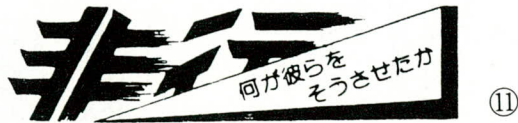
◎義手義足関係

※時間は、いずれも十時から十二時まで。

相談日

相談場所

4月5日	潮来町福祉会館
5月10日	麻生町公民館
6月7日	玉造町役場
7月12日	北浦村公民館
8月9日	麻生町公民館
9月13日	牛堀中央公民館
10月4日	麻生町公民館
11月8日	潮来町福祉会館
12月6日	麻生町公民館
1月17日	潮来町福祉会館
2月14日	北浦村公民館
◎補聴器関係	
※時間は、いずれも十時から十一時三十分まで	
相談日	
相談場所	
4月18日	潮来町福祉会館
6月20日	麻生町公民館
8月22日	北浦村公民館
10月24日	牛堀中央公民館
11月14日	潮来町福祉会館
1月23日	麻生町公民館



⑪

シンナーを吸っている

シンナーを吸う子供には、大きく分けて2つのタイプが考えられます。

1つは、仲間同士の秘密として、あるいは仲間に認められたいことからシンナーを吸う「非行共存型」。もう1つは、不安・不快といった嫌な気持ちになったとき吸うと、その気持ちが忘れられるから、という現実からの“逃避”としてシンナーを常習していく「依存型」。

■仲間意識を強めるためにシンナーを吸う

シンナーを吸うきっかけとなるのは、仲間です。先輩後輩といった友達関係の中で、初めてシンナーを吸い、そのままめられなくなる——というのが圧倒的に多いケースです。自分で興味をもって、1人で吸い始めるというのは皆無といってもいいでしょう。

「おまえも、やってみろ」。友達の部屋に行ったら、4人の上級生がシンナーを吸っていて、命令口調でこう言われた。やらないと仲間はズレにされる、あるいは吸うことによって仲間意識をより強める——これがシンナーへの第一歩となるのです。

最初は仲間と一緒に吸っていたのが、心も体もシンナーに依存するようになってくると、やがて1人ででも吸うようになってきます。そして、覚めているときは“もう2度と吸うまい”と思っても、つい手を出してしまう。その揚げ句、仲間がみんなシンナーを“卒業”してしまっただけで、1人で吸ってるようでは問題です。と言いますのも“シンナー年齢”は14、15歳がピークで、その後は、ほとんどやめるケースが多いからです。「いつまでも吸ってるなんてカッコわるい」「コドモっぽい」というのが、子供たちの“卒業の弁”なのです。

■“酔っている”状態のときしかっても効果はあまりない
子供の目がトロンとして、口がよく回らない。その上ふだんの性格からは考えられないような暴言を吐く……これがシンナーに“酔っている”状態です。

このような場面に会ったら、すぐシンナーを取りあげてください。怖くて自分にはできないと思ったら、だれかに応援を頼んでもよいでしょう。たばこなどと違ってシンナーの場合は、速やかに対処する必要があります。薬物による意識障害は、あとあと重大な結果を招くことになるからです。

しかし、注意を与えたりするのは、シンナーが覚める3、4時間後がいいでしょう。“酔っている”状態のときに、しかったり涙ながらに本人に訴えても、うまくいかないことが多いからです。

■習慣化している場合は必ず専門家に相談を

「依存型」の子供に、やたら説教をして責め立てるのは危険です。シンナーを吸うと体に悪いことは、本人がよく知っています。親に言われると“もう2度としません”と誓っておきながら、またやってしまう。そんな自分がみじめで、また吸う。こういう心理状態にある子供を責めるのは、本人にますますみじめな思いを強いることになり、結果的には、逆にシンナーに向かわせてしまうこととなります。

シンナーが習慣化している場合は、必ず専門家に相談しながら、時間をかけて子供の自覚を促すようにしてください。

年金だより

勤めをやめた方は

国民年金に加入しましょう

加入する年金制度は、自分の職業により定められており会社や工場に勤めるサラリーマンなどの方は厚生年金、役所に勤める人は共済組合、そして、農業や商業などの自営業の方は国民年金に加入することになっています。

このように、自分の職業が変わりますと、当然、加入すべき年金制度も変わることになります。
職業が変わっても年金は受けられます
ところで、各年金制度には老齢年金を受けるために、厚

生年金や共済組合は二十年、国民年金は二十五年と、それぞれ必要最小限の加入(納付)期間が定められています。が、転職により加入する年金制度が変わってしまうことから、一つの年金制度だけでは、この必要な加入期間を満たせなくなってしまうことがあります。

そこで、このような方でも年金が受けられるように、加入していた各年金制度の期間をひとつにつなぎあわせて、一定期間以上になれば老齢年金が受けられる制度として、通算年金制度が設けられています。ですから、職業が変わっても、その時の加入すべき年金制度に着実に加入(納付)していれば、将来確実に年金が受けられます。



厚生年金等に加入する人達

もうすぐ新学期です。
新入学(園)児をおもちのご家庭では、期待に胸をふくらませながら、何かと準備にお忙しいことでしょう。
入学準備のなかで、忘れてはならないのがお子さんに対する交通安全教育です。
これまで比較的、家の近所で遊んでいた子供たちも、通学(園)するようになると、行動範囲がグンと広がります。行き帰りはもとより、新しい

家庭でしつけよう

新入学(園)児の交通安全



友達の家に遊びに行ったり……ここで気をつけなければならぬのが交通事故です。お子さんへの交通安全教育は、家庭での「しつけ」の一つとして、ぜひ実行しましょう。お子さんを交通事故から守るために。
交通事故から子供の生命を守るには、子供特有の行動パターンを理解することが大切です。一般的な子供の行動特性としては、次のような事があげられます。
一つのことばに夢中になると周囲のことが目に入らなくなる。



「危ないよ」「注意してね」といった抽象的な言葉ではよく理解できない。



よしあしにかかわらず、大人や年上の子のマネをする。



生命保険契約の知恵

——受取人しだいで節税に——

生命保険は、保険料を支払う契約者と保険事故が発生したときや、満期になったときの保険金受取人をだれにするかで、税金の負担がかなり変わってくることに注意しましょう。

◎子供に贈与税が課税されることも

例えば、親が保険契約者、被保険者で保険金受取人を子供としている契約では、満期になれば子供に贈与税が課税されることになります。贈与税は、所得税や相続税に比べ、税負担が高い税金です。

◎贈与税がかからなくするには

贈与税がかからないような保険契約を結ぶには親(本人)が保険契約者、被保険者となり、保険金受取人は、満期の場合は親(本人)に、死亡の場合は相続人とする契約を結びます。こうして満期になって返戻金をもらえば、親(本人)に所得税が課税されることになりますが、これは一時所得となるので、50万円の特別控除を差し引いた残額の1/2だけが課税対象となり、贈与税と比べてグンと有利になります。

税の窓 ⑩

町民

ゴルフ大会に参加して

みませんか

と き	4月23日
と ころ	セントラルゴルフクラブ
参加資格	町内在住者、または町内に勤務する者
競技方法	新ペリア方式 18ホールズストロークプレー
参加申込	麻生町ゴルフ連盟事務局 (役場企画観光課) 羽生 まで
締め切り	4月13日
主 催	麻生町体育協会
主 管	麻生町ゴルフ連盟



社教 だより ⑩

くらしの豆知識

くらしのなかの

安全マークをご存知ですか



Sマーク



SCマーク



SGマーク

麻生の文芸

俳句

国神の椎の中なる椿かな
落椿踏んで閑居へだけの道
流れ来てかかるしがらみ落椿

短歌

冴え渡る寒夜の月をかすめつつ
折々疾く雲のながるる

ままならぬ人生と識れど残り世を
せめて思ひのまに生きたし

古稀となる新年迎いてつどふ児ら
古き吾が家にはなやぎの満つ

俚謡

つらい生活も子どものために
耐えて来ました四十年
恋が芽ばえる十五の春に
肩を濡らした小ぬか雨
ぬくみはじめた天水おけの
水へ金魚もういてくる

鴨下 政隆	山口 北星	篠原月鈴子	兼平 愛子	坂本 さだ	大崎 静	石川 君江	平山 せつ	錦織 次子
-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------

きわめて危険性の高い商品は「消費生活製品安全法」により、安全性が確保され、上記のマークを貼付することが義務づけられています。買物の目安にしましょう。

Sマーク

「消費生活製品安全法」により指定された「特別商品」につけられます。このマークがないと販売できないことになっています。

対象商品

家庭用圧力なべ・圧力がまヘルメット(野球用・乗車用)ローラースケート・ベビーベットの登山ロープ

SCマーク

Sマーク同様に、「特別商品」につけられ、このマークがないと販売できません。

対象商品

四百ml以上の、びん詰炭酸飲料につけられます。

SGマーク

「消費生活製品安全法」に基づく自主基準合格品につけられ、賠償制度があります。

対象商品

Sマーク商品・乳母車・歩行器・二段ベッド・ぶらんこ等。

戸籍の窓口

おめでとうございます

赤ちゃん

保護者 住所

羽生 瑞輝

正木 杏奈 邦夫 麻生

榎原 一也

宮本 美枝 正己 麻生

土子 佑望

小沢 実穂 国男 矢幡

新堀 佳澄

今泉 亜由美 弥 宇崎

宮橋 紀子

出津 理恵 敏明 青沼

鬼沢 康弘

椎名 美雪 明 新宮

箕輪 奈保子

大野 亜沙美 公治 島並

今泉 智一

箕輪 哲也 考央 島南

箕輪 真人

平野 智洋 守 井高

死亡者

越地やむ子 信治 麻生

伊藤 兵衛

村田 影彦 つよ 麻生

羽生 清

高須 光代 泰美 麻生

菅谷 英

平山 トメ 90 栄喜 島並

おくやみ申し上げます

トノ編集

町村合併三十周年を迎え、記念事業の一環として町民憲章・町の花・木・鳥が制定されました。今後も、折に触れ広報に掲載したいと思ひます。みなさんも、ぜひ覚えてください。

○ 大和三小の屋内運動場が完成し、町内の各小中学校には、鉄筋造の校舎・プール・屋内運動場が整備されました。つぎは、町民みんなが一日を、スポーツなどで楽しくすごせる、運動広場の完成が待たれるところです。

○ いよいよ科学万博が開幕です。万博会場へは、マイカーの乗り入れは出来ないとのこと。万博には、電車・バス等の交通機関を利用して出かけましょう。

